

奈良市教育委員会公用自動車賃貸借契約書（長期継続契約）（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、次の条項により車両管理リース車（以下「リース車」という。）の賃貸借に関する
契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者がリース車を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和9年3月1日から令和16年2月28日（2027年3月1日から2034年2月28日）までとする。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約対象物件及び保管場所）

第3条 契約対象物件及び保管場所は、次のとおりとする。

（1） 物件及び数量

車両管理リース 1台

（明細は別紙『車両管理リース車明細書』のとおり）

（2） 設置場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北側駐車場

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

（契約期間全体の執行予定額は金 円）

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに当該月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払借受料につき遅滞日数に応じて、年3.0パーセント（政府契約支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅

延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

(リース車の搬入出等)

第7条 リース車納入時に要する費用及び本契約の終了に伴うリース車引き取り時に要する費用は、受注者の負担とする。

(リース車の保守及び操作方法等の指導)

第8条 受注者は、リース車が正常に作動するように、受注者の負担においてリース車の調整、修理、部品の交換等所要の保守を行う。なお、リース車が正常に作動しない場合、受注者の責任において、誠意をもって所要の保守を行うこととする。

(他の機械器具の取り付け、リース車の改造)

第9条 発注者は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面による受注者の同意を必要とする。

(1) リース車に他の機械器具を取り付ける場合

(2) リース車を改造する場合

(3) リース車の保管場所を変更する場合

(管理上の注意等)

第10条 発注者は、リース車及びその賃貸借権について、第三者に対してこれを譲渡し、装置を貸与し、又は担保の目的に供することはできないものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(リース車の返還)

第12条 第2条又は第18条から第20条の規定によりこの契約が終了した場合は、発注者は、リース車を速やかに受注者に返還しなければならない。

(保険)

第13条 リース車使用期間中の必要な保険については、受注者が付保手続を行い、保険料は受注者の負担とする。

(リース車の引き取り)

第14条 受注者は、本契約の終了に伴い、リース車を速やかに引き取るものとする。

2 前項の引き取りに際して、発注者は取り付けた他の機械器具を取り外す等、リース車を引き渡し当時の現状に復するものとする。

3 受注者が前項の引き取りをするときには、発注者はその作業が円滑に遂行されるよう協力する。

(立入権)

第15条 受注者は、リース車の保守のためリース車の駐車場所に立入ることができる。この場合、受注者は社員証等を必ず呈示し、発注者の定める管理規則に基づいて入退場するものとする。

(秘密保持)

第16条 受注者及びその従事者は、本契約の履行により知り得た発注者に関する一切の情報、数値等をいかなる理由があっても第三者に漏洩しないものとする。受注者の秘密保持の義務は、本契約終了又は解除後も継続するものとする。

(盗難、損傷等発生時の措置)

第17条 発注者は、リース車の盗難、損害等が発生したときは、遅滞なく受注者に通知するものとする。

2 リース車に前項の事態が発生し、発注者がリース車を使用できなくなった場合には、当該リース車についての本契約は終了するものとする。

3 前項の場合、発注者は、未経過リース料相当額等を受注者の通常の算出基準に基づいて算出した中途解約金を支払うものとする。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者はその責めを負わない。

(談合その他不正行為による解除等)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、

契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（暴力団排除措置による解除等）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締

結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合。

(8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（談合等に係る違約金）

第22条 受注者は、この契約に関して、第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、賃貸借料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第23条 発注者又は受注者は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、当該債務不履行から生じる通常の直接損害を賠償するものとする。

（予算の減額等による契約の変更等）

第24条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額または削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 発注者と受注者の間で訴訟が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項及び本契約の履行について疑義が生じた場合、発注者及び受注者で協議して円満解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者双方記名押印のうえ各1通を保持する。

令和8年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者

代表者